

異動があつた場合は国民年金の届出をお忘れなく

国民年金の加入者は、職業などにより3種類に分かれています。ライフスタイルが変わると

その際には届出忘れないようご注意ください。

・学生や、会社などに勤めていない人が20歳になった。
・会社を退職して自営業をはじめた。
・配偶者が退職して無職になつた。
・配偶者が退職して扶養からはずれた。
・離婚して扶養からはずれた。
・収入が100万円を超えて扶養からはずれた。

・会社などに就職して、職場の年金制度に加入した。

第1号被保険者（日宣業・森林業・学生・フリーランス・無職の人など）
お住まいの市町村役場へ届出をしてください。
届出の際には、印鑑、年金手帳などが必要です。

・結婚して、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
・会社を退職して、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
・配偶者が就職して、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
・収入が減り、配偶者（第2号）に扶養されることになった。
・配偶者が転職して別の会社に就職した、または配偶者の加入制度が変わった。（厚生年金・共済組合など）

第3号被保険者の特例届出

第3号被保険者の届出が遅れると、2年前までの期間は第3号被保険者となり保険料納付済の取扱いになりますが、それ以前の期間は「保険料未納の取扱い」となっています。

平成17年4月から、このような期間について特別的に届出ができるようになっており、届出をしていたら、2年以上かかるほどの期間も保険料納付済の取扱いとなり、将来その分の年金も受け取ることができます。

詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

休日・時間外の年金相談のお知らせ(6月)

○第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所において、19時まで受付時間を延長して年金相談を行っております。

6月には次の手続きをしてください。

児童手当現況届の提出

毎年6月は児童手当現況届の時期です。現在、児童手当を受給されている方は、必ず現況届の提出をお願いします。

【必要なもの】

①認め印

②保険証（国民年金加入者は必要ありません。）

③年金加入証明書（該当者のみ）

④加入年金が国民年金から厚生年金等に変更になった方。用紙は町民課・各総合支所住民課にありますので、連絡してください。

⑤児童手当用所得証明書（該当者のみ）

今年の1月1日以降にいの町に転入された方

※記入捺印が必要ですので、出張所・郵送では受付できません。

【注意事項】

※記入捺印が必要ですので、出張所・郵送では受付できません。

※現況届をされない限り、6月以降の手当は支給されません。

※上口は受け付けておりません。

問い合わせ先

町民課

■893-1117

高知総合支所住民課

■867-2300

母子家庭医療受給者証更新・申請

毎年6月は母子家庭医療費受給者証の更新の時期です。

受給者の方がお持ちの受給者証は、有効期限が6月末までとなっておりますので、更新を行っております。

の手続きをお願いします。

また、昨年却下になつた方も対象となる場合もありますので、申請を行つてください。

【必要なもの】

①認め印

②保険証

③受給者証（新たに申請される方は必要ありません。）

【注意事項】

※確認事項がありますので、出張所・郵送では受付できません。

※受給者証は申請月の翌月から有効となりますので、必ず6月中に更新の手続きをしてください。

※保険証をお持ちでない方には、受給者証は発行できません。

【期間】

6月13日(月)～

6月30日(木)

※上口は受け付けておりません。

【場所】

町民課

各総合支所住民課

問い合わせ先

町民課

■893-1117

高知総合支所住民課

■867-2300

本川総合支所住民課

■869-2112

問い合わせ先

高知西社会保険事務所
■875 1717

国民年金の種別も変わる場合がありますので、その際には届出忘れないようご注意ください。

■875 1717

- 国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
- 国民年金保険料の納付は、便利でお得な「口座振替」をご利用ください。